

石炭火力発電の輸出に関する4要件

石炭火力発電の輸出に関する4要件

(エネルギー基本計画 (2018年7月閣議決定) より)

- ①エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り
- ②我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合
- ③相手国のエネルギー政策や気候変動対策と統合的な形で
- ④原則、世界最新鋭であるUSC以上の発電設備について導入を支援

御参考：エネルギー基本計画 (2018年7月閣議決定) (抄)

また、パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素なども含め、CO2排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、その選択に応じた支援を行う。その際、我が国としては、再生可能エネルギー・水素の促進に積極的に取り組む。こうした提案・支援を含めた低炭素型インフラ輸出を積極的に進める中で、エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、当該国から、我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と統合的な形で、原則、世界最新鋭であるUSC以上の発電設備について導入を支援する。また、CCSの実用化の状況を踏まえつつ、段階的にCCS付の石炭火力輸出を増加させていく。

※USC：超々臨界圧発電方式

3. 質の高いインフラの推進

（2）我が国の技術・知見の展開、実証や研究開発等を通じた課題解決への貢献

②低炭素・脱炭素技術の海外展開

（前略）

これらの状況を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素なども含め、CO₂排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、その選択に応じた支援を行う。その際、我が国としては再生可能エネルギー・水素の促進に積極的に取り組む。こうした中で、再エネ・省エネ、高効率火力発電、原子力発電、次世代自動車や脱炭素都市づくり等我が国の先進的な低炭素・脱炭素技術を活用し、途上国の経済成長と温室効果ガスの削減に貢献するとともに、我が国が比較優位を有するインフラの海外展開を促進し、地球温暖化対策における国際標準の獲得につなげる。

（後略）

（具体的施策）

<推進中>

・パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO₂排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、「低炭素型インフラ輸出」を積極的に推進。その中で、エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、相手国から、我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧（USC）以上の発電設備について導入を支援 <経済産業省、外務省、財務省、内閣官房、JBIC、NEXI>